

フィリピン国南北通勤鉄道延伸事業  
(フェーズ2) (協力準備調査 (有償))  
スコーピング案

日時 2022年4月4日(月) 13:59~16:39

場所 オンライン会議 (Teams)

(独) 国際協力機構

## 助言委員（敬称略）

島 健治	株式会社三井住友銀行 サステナビリティ本部 サステナビリティ企画部 上席推進役
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン (CI ジャパン) 代表理事

## JICA

### <事業主管部>

西井 洋介	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役
土屋 匠	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
鈴木 健司	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

### <事務局>

高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
永井 真希	審査部 環境社会配慮審査課
齋藤 悠介	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

## オブザーバー

### <調査団>

河合 伸由	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
大森 貴行	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
宮川 明貴子	株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル
馬淵 ゆき子	株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル

フィリピン国南北通勤鉄道延伸事業（フェーズ2）  
（協力準備調査（有償））  
スコーピング案ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

**1. 先住民族に対する社会影響**

先住民族に対する社会影響に関し、助言委員より、調査時点では先祖伝来領域として確定しておらず申請中や保留中であったとしても、将来的に先祖伝来領域となる可能性のある地域が本事業 ROW と重複することが確認された場合には、それらの地域と本事業 ROW の重複する箇所における先住民族の土地や天然資源への影響を想定したうえで、先住民族はそのうちの何に対して懸念を示しているのかを可能な限り確認することが望ましいとの指摘があり、助言3として取りまとめられた。

**2. 代替案検討**

代替案について、助言委員より、各評価項目を定量化したデータあるいは質的・定性的な判断根拠に基づき、比較し、それらの項目の重みづけの根拠を明確にしたうえで、総合評価を説明するのが望ましい旨コメントがあり、助言1として取りまとめられた。

以上

フィリピン国南北通勤鉄道延伸事業（フェーズ2）  
（協力準備調査（有償））  
スコーピング案

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
<b>【全体事項】</b>				
1.	事前配布資料 p9	Ch2.4 によると調査内容は①概略設計レベルの調査、②補足 EIA 報告書案の作成に関する調査、③RAP 案の作成に関する調査の3つと理解しますが、①の成果物としては何が想定されますか。（質）	島 委員	①の成果物は、下記を想定しております。 1. 線路線形平面、縦断図 2. 構造一般図（高架区間、地下区間、駅部） 3. 鉄道システムの概要 4. 概算工事費
2.	事前配布資料 p37	「1)本事業の農地への対応方針」段落の最終文で「～と調整する必要がある」とありますが、「調整の結果〇〇を確認（？）する」までを対応方針とすべきではないか。（コ）	島 委員	調整し、その結果、土地区分の変更手続きについて関係機関と合意致します。
3.	P.7	本案件は、南北通勤鉄道延伸事業（フェーズ1）から切り出されたとのことだが、フェーズ1とは事業として不可分一体との理解でよいか？（質）	日比 委員	「環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集」P.17 記載の「不可分一体の事業」に係る定義①及び②に沿って検討しました。（不可分一体と定義するには①及び②の双方を充足する必要あり）①マロス～CIA（Clark International Airport:クラーク国際空港）区間を結ぶ南北通勤鉄道延伸事業（フェーズ1）（以下、「フェーズ1事業」）は、首都圏とCIAを1時間で結ぶことを目的としているため、クラーク～NCC（New Clark City:ニュークラークシティ）区間を結ぶ本事業が無くとも建設されたものと考えられます。他方、②本事業は、NCCとCIAを結び、鉄道整備によるNCCへのアクセス確保を通じて、CIAを世界クラスの国際空港への押し上げることを一つの主目的としているものの、マニラ首都圏-NCC間を繋ぐことにも大きな意義を有していることから、フェーズ1事業が無かった場合の本事業の建設有無は断言することは難しいと考えられます。よって、②は充足するものの、①は充足しないため、フェーズ1事業と本事業は①と②を同時に満たさないため、「不可分一体の事業」とは整理されるものではない

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				と考えます。
4.	P.7	準備調査（補完）結果として、運営面・財務面での検討として、「マロロス～NCC 全区間の全線単線」と「クラーク延伸区間のみ複線開業」を比較した結果が記載されているが、再度説明をお願いしたい（質）	日比委員	本調査に先立って実施された海外交通・都市開発事業支援機構（Japan Overseas Infrastructure Investment: JOIN）による情報収集調査では、マロロス～CIA 区間及びクラーク～NCC 区間の完成を早めるために、まずは単線のみを施工することが提案されていました。ところが、本調査の中で再度検討した結果、単線施工後に営業線脇で複線化することの困難さや工事費の増大及び単線の施工期間と複線の施工期間とではさほど大きな差がないこと等の理由により、DOTr の了解も得て最初から（マロロス～CIA 区間及びクラーク～NCC 区間は）複線で施工することとなりました。よって、ご指摘箇所は、単線施工後に複線化した場合と最初から複線で施工した場合、の列車の運行及び財務面での比較したものです。
5.	P4	2 月の全体会合でも質問しましたが、NCC の将来人口の実現可能性の根拠について、精査してください。MP の予測だけでは、想定 of 都市人口になるとは言えないと考えます。（コ）	寺原委員	本調査は NCC 開発に携わる調査ではないため、NCC の将来人口については JOIN 調査の際に入手したクラークグリーンシティ（CGC: 現 NCC）MP 以上の情報は現時点ではありません。基地転換開発庁（Bases Conversion and Development Authority: BCDA）としては、同 MP に基づく計画値を根拠に開発を進めて行く方針と認識しています。
6.	P2	これまでの南北通勤鉄道事業（ADB との協調融資）と異なり、本件は JICA 単独融資ですか？（質）	寺原委員	単独 or 協調融資については現状決まっておりません。今後、ADB との協調融資可能性も模索したい考えです。
7.	P57P61 他	ここでの「防空壕」をどのように位置づけていますか？線形や橋脚位置を変更しても保護すべき対象という前提で、書かれています（P57 表 3.36 他）。また、全ての位置がわかっていないようでもあり、文化財とされていない場合の対応を記してください。（コ・質）	寺原委員	フィリピン国内法（文化遺産法）では、防空壕は重要文化財に該当します。今後の追加調査や工事段階で防空壕が発見される場合は、未認定の防空壕となり「推定重要文化財」に該当します。事業実施者は、既知の防空壕に関しては、文化財専門機関と案件対象地域を管轄する地方自治体に報告し、事業の対応方針を協議・合意する必要があります。一方、工事前に位置が把握できておらず、工事中に偶発的に防空壕が発掘された場合は、文化遺産法に遵い、事業実施者はただちに文化財専門機関と地方自治体に報告し、工事を停止し、国立博物館もしくは国家歴史委員会から保護対策などに対し、承認を取り付ける必要があります。
8.	方法書 p4, 49	本事業と NCC 開発事業は不可分一体の事業と理解してよいでしょうか。本事業は NCC 開発を前提とした需要予測がさ	錦澤委員	「環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集」P.17 記載の「不可分一体の事業」に係る定義①及び②に沿って検討しました。①NCC 開発は、本事業実施有無に関わらず BCDA 主導で既に実施が始まっているため、本事業の有無が

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>れていること、また NCC 開発事業自体も本事業を前提としたものと位置付けられているはずですから、本事業と NCC 事業は不可分一体の関係とみなすことが妥当といえそうです。（質）</p>		<p>NCC 開発の実行可能性を無くすことには繋がらないと考えられます。②本事業は、NCC 開発を見据えて計画されるものであるため、NCC 開発が実施されない場合には本事業の実行可能性もなくなると考えられます。よって、②は充足するものの、①は充足しないため、NCC 開発と本事業について①と②を同時に満たさず、「不可分一体の事業」とは整理できないものと考えます。</p>
9.	<p>方法書 p44</p>	<p>「BCDA の NCC 開発により、アエタ族のさらなる立ち退きが発生している」とありますが、この立ち退きはアエタ族の同意の下に行われていないと理解できます。そうだとすると、NCC 開発事業の一部は世銀 OP4.10 に準拠していない可能性があり、このまま事業を続行することは不適切なおそれがあります。（コ）</p>	<p>錦澤 委員</p>	<p>NCC 開発事業は本事業とは別事業になります。現時点では本事業によるアエタ族への影響は想定されておりません。本事業がアエタ族に影響を及ぼすことが回避できないことが判明した場合には影響を最小化し、損失を補填するために、実行性のある対策を講じられることを確認のうえ、事業を進めます。</p>
10.	<p>方法書 p 48、 p 141</p>	<p>本事業の前提として、保留中・審査中の CADT 手続きの結果が出た後に、それを踏まえて事業を進めると理解してよいでしょうか。また、CADT 手続きが保留されている先祖伝来領域については、承認される見込みでしょうか。その場合、スケジュール通りに進めることはできますか。（質）</p>	<p>錦澤 委員</p>	<p>保留中・審査中の CADT（Certificate of Ancestral Domain Title：先祖伝来領域権原証明書）に関しては、フィリピン国が国内ルールに基づいて前提条件充足説明書（Certificate of Precondition：以下「CP」）を取得するための「先住民族の自由意志に基づく合意」（Free and Prior Informed Consent：以下「FPIC」）プロセスを実施すること及び想定されるスケジュールを確認する予定です。CP の取得ができない場合は工事の実施ができないため、フィリピンの法令を遵守し CP 取得後に工事が実施される予定です。</p> <p>「CADT 手続きが保留されている先祖伝来領域」の進捗について責任機関である国家先住民族委員会（National Commission on the Indigenous Peoples: NCIP）に確認したところ、4 グループのうち 1 グループと先住民族と領域範囲にかかる協議が継続しているとのこと。先住民族内部で申請内容に合意できれば、CADT 手続きが進捗すると想定されます。</p> <p>そのため、事業スケジュールへの影響は想定されるものの、FPIC 手続きを進めフィリピン側の手続きに則り CP を取得後に工事を進める方針です。</p>
<p>【代替案検討】</p>				

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
11.	事前配布資料 p97	<p>平面ルートと比較において、住民移転と文化財という異なる要素の比較が必要になる。文化財の影響は A/B 案と C 案で影響の有無が明確だが、住民移転規模は A/B/C 案で段階的であるところ、住民移転の影響の大きさをより詳細分析して判断すべきではないか。（住居移転数、経済的な影響のみの住民数など）（コ）</p>	島委員	<p>通常、JICA 協力準備調査では、事業 ROW 内に構造物や付帯施設、土地を所有する被影響住民・事業者のみを対象に社会経済調査を実施します。構造物や土地への影響が生じない、経済的な影響を受ける被影響住民（小作農民、被影響事業の従業員など）については、詳細設計調査で確認をいたします。</p> <p>経済的な影響を受ける住民のみの数に関する情報ではないものの、土地から生計を得ている住民への影響のご参考情報として、農地は A 案 17.9 ha、B 案 15.8 ha、C 案 23.9 ha が影響を受けることが分かっています。</p> <p>本調査の代替案検討では、認定文化財（第二次世界大戦の戦跡）の回避が可能であること、工事費及び維持管理費が安く抑えられるとともに工期も短縮されることから、C 案が推奨されました。</p>
12.	P.97	<p>推奨線形案（C）案は、CADT およびバンバン丘陵（文化財保護区）を避けた結果だが、被影響住民数・世帯数は最も多い。この点につき、フィ国政府、実施機関、現地自治体、住民等の意見はどのような傾向が示されているのか（質）</p>	日比委員	<p>バンバン丘陵地帯を回避する上で、事業実施者である DOTr との線形の比較案（被影響住民数・世帯数を含む）を検討の上、推奨線形案である C 案で本調査を進めることを合意し、調査を実施しております。</p> <p>また、調査開始時に被影響地方自治体（市職員及びバラングイ代表、州職員）に線形を変更する理由を説明し、想定被影響構造物数の違いについても説明し、反対はありませんでした。</p> <p>環境アセスメントに係るステークホルダー協議では、戦跡を避けるために線形を変更した経緯を説明し、参加者から反対はありませんでした。住民移転に係るステークホルダー協議では、参加者に事前に共有し、また会場でも見せた事業説明動画で線形変更を説明しておりますが、参加者との質疑応答の際に反対は出ておりません。</p> <p>また、C 案では、養鶏場やガソリンスタンド、フェンスが影響を受ける学校から線形変更の要望が出ており、DOTr が推奨線形案の選定経緯を説明し、事業への理解と協力を求め、協議を継続しています。</p>
13.	P.98～	<p>平面ルート、養鶏場区間の双方で、自然環境の保護区項目で、「戦跡の近傍を通過する」とある。これは文化財としての保護区であると理解するが、これらは自然環境</p>	日比委員	<p>戦跡はフィリピン国内では保護区としては指定されておりませんが、国家歴史委員会から認定された地域文化財が点在しているため、JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、JICA GL）上の保護区に該当すると整理しております。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		項目ではなく、社会環境の文化遺産の項目で、明確に保護区であることを明記するのが妥当（コ）		表 5.1 平面ルート、表 5.2 養鶏場区間の保護区に記載のある「JICA GL 上の保護区に該当する戦跡（認定文化財）の近傍を通過する」は、文化遺産の項目に記載を修正し、DFR に反映いたします。
14.	5 章全般	項目ごとに検討され書かれていてわかりやすい。（コ）	寺原委員	ありがとうございます。
15.	P96 表 5.1	表 5.1 では住民移転数が最大となる C 案が最終的に選択されてしまっており、重要度も含んで、選択の理由を詳記してください。 総合的だけでなく、定量的な根拠等があるとなおよい。（他表も同様）（コ）	寺原委員	第二次世界大戦の激戦区となったバンバン丘陵地帯を回避することが、事業を安全かつスムーズに進める上で重要であると判断しました。A 案、B 案で進める場合、認定された文化財への干渉及びバンバン丘陵地帯を通過するため、遺物・遺構に影響する等の理由で DOTr も避けるべきであるとの見解です。また、C 案は他案に比べ住民移転数は多いものの、認定された文化財や戦跡に対する影響は回避できるメリットが考えられます。加えて、丘陵地帯を回避することにより、工事費及び維持管理費が安く抑えられるとともに工期も短縮されると評価しました。
16.	P101 表 5.3	環境社会配慮の面から当該区間において高架が選ばれているのは望ましい。 ただ、距離当たり工費（P102）がほぼ同様とは思えないので、確認してください。（コ・質）	寺原委員	高架構造と盛土構造のコスト比較においては、地盤条件と高さにより左右されます。 軟弱地盤で盛土構造を採用する場合は地盤改良範囲が広く（深く）なるため、高架構造の方が経済的になります。 一方で、良好な地盤で軌道面が低いところであれば盛土構造が経済的となるため、そのような場所には盛土構造が採用されております。
17.	P.100	絶滅危惧種（重要な自然生息地）は、代替案分析において影響は与えないとの理解でよいか。（質）	日比委員	3 案とも絶滅危惧種への同程度の影響が想定されます。比較案を修正し、DFR に反映いたします。  なお、代替案の絶滅危惧樹種への影響の比較は「項目 18」、案件対象地域の重要な自然生息地への該当状況は「項目 23」を参照ください。
18.	P.98～	生物多様性への影響において、森林伐採の影響が記述されているが、区間によっては、案ごとの影響の違いが読み取りにくい。たとえば、平面ルートでの比較では、A、B 案の森林の種類が記述がない。一方養鶏場区間では、A 案において森林の種類が記述がない。また、絶滅危惧樹種	日比委員	【比較案検討の制約】 ご指摘のとおり、平面ルートの代替案 A 案は机上調査・既存文献による情報、B 案は先行調査の情報、C 案は本調査で実施した現地調査結果に基づき、比較しております。「代替案の比較検討における調査の限界」として「本調査での代替案の比較検討の環境と社会配慮に係る検討項目では、推奨案は現地調査の結果、その他の代替案は先行調査の結果、机上調査・既存文献による情報から検討を行った」ことを追記いたします。



NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>がどこに存在しているのか、案ごとの違いが不明。(質・コ)</p>		<p><b>【植生の構成】</b>            平面ルート：3案とも主に農地（水田）とアグロフォレストリー（樹木を植栽し、樹間で家畜・農作物を飼育・栽培する農林業）や木材産業による植林地、草地になり、自然林がほとんどないような状態です。            A案は農地、草地、植林地、低木地、竹林、残存林と二次林パッチ。            B案は草地、人工湿地、果樹園竹林、低木地、植林地、残存林と二次林パッチ。            C案は農地、草地、植林地、低木地、竹林、残存林と二次林パッチ。</p> <p>養鶏場区間：            机上調査では、3案ともに同じ植生、農地、草地、植林地、低木地、竹林、残存林と二次林パッチが確認されています。</p> <p><b>【代替案ごとの絶滅危惧樹種の有無と位置】</b>            平面ルート：            本調査では、平面ルートのA案は現地調査を実施しておらず、また、本調査と先行調査で実施したB案とC案の植生調査においても限られたトランセクトによる調査を実施であるため、事業ROW内の全ての絶滅危惧樹種の位置は把握できておりません。本調査と先行調査の結果から、絶滅危惧樹種は主にB案は図3.5のトランセクト3（植林地、残存林と二次林パッチ）、C案は図3.5のサンプリング地点1, 2, 3の植林地で確認されています。絶滅危惧樹種は主に残存林・二次林のパッチやその周辺、IsisやMahoganyなどの植林に使われる危惧種が植林地に生育していると考えられます。</p> <p>養鶏場区間：            本調査では、養鶏場区間のA案とC案は現地調査を実施しておらず、また、本調査で実施したB案の植生調査においても限られたトランセクトによる調査を実施であるため、事業ROW内の全ての絶滅危惧樹種の位置は把握できておりません。しかし、この区間はアグロフォレストリーや木材産業による植林地が主な土地利用となっていることから、IsisやMahoganyなどの植林地で植栽される危惧種が生育していると考えられます。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答																																																																												
				<p>DOTrはDDもしくは工事前に事業ROW内のすべての樹木の調査を実施する予定です。</p> <p>【代替案ごとの絶滅危惧樹種への影響】 主に樹木の伐採により絶滅危惧樹種の生息地の喪失と分断化が生じる可能性があることから、樹木伐採範囲から比較しました。</p> <p>平面ルート： 下表に示す机上調査から確認した平面ルート代替案ごとの樹木伐採範囲から、事業による影響はA案とB案と比べ、C案(推奨案)が大きいと想定されます。</p> <table border="1" data-bbox="1088 644 1834 916"> <thead> <tr> <th rowspan="2">案</th> <th rowspan="2">ROW幅(m)</th> <th colspan="2">農林業による植林</th> <th colspan="2">低木林、残存林・二次林パッチなど</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>m</th> <th>ha.</th> <th>m</th> <th>ha.</th> <th>m</th> <th>ha.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>20</td> <td>203.3</td> <td>0.4</td> <td>426</td> <td><b>0.9</b></td> <td>629.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>20</td> <td>203.3</td> <td>0.4</td> <td>426</td> <td><b>0.9</b></td> <td>629.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>30</td> <td>1294.4</td> <td>3.9</td> <td>797.7</td> <td><b>2.4</b></td> <td>2092.1</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>養鶏場区間： 下表に示す机上調査から確認した養鶏場区間代替案ごとの残存林と二次林の伐採範囲から、事業による影響はA案とC案と比べ、B案(推奨案)が一番小さいと想定されます。</p> <table border="1" data-bbox="1088 1098 1798 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">案</th> <th rowspan="2">ROW幅(m)</th> <th colspan="2">農林業による植林地</th> <th colspan="2">残存林・二次林パッチ</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>m</th> <th>ha.</th> <th>m</th> <th>ha.</th> <th>m</th> <th>ha.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>30</td> <td>314.7</td> <td>0.9</td> <td>290.7</td> <td><b>0.9</b></td> <td>605.4</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>30</td> <td>1085.8</td> <td>3.3</td> <td>231.4</td> <td><b>0.7</b></td> <td>1317.2</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>30</td> <td>206.6</td> <td>0.6</td> <td>312.8</td> <td><b>0.9</b></td> <td>591.4</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table>	案	ROW幅(m)	農林業による植林		低木林、残存林・二次林パッチなど		合計		m	ha.	m	ha.	m	ha.	A	20	203.3	0.4	426	<b>0.9</b>	629.3	1.3	B	20	203.3	0.4	426	<b>0.9</b>	629.3	1.3	C	30	1294.4	3.9	797.7	<b>2.4</b>	2092.1	6.3	案	ROW幅(m)	農林業による植林地		残存林・二次林パッチ		合計		m	ha.	m	ha.	m	ha.	A	30	314.7	0.9	290.7	<b>0.9</b>	605.4	1.8	B	30	1085.8	3.3	231.4	<b>0.7</b>	1317.2	4.0	C	30	206.6	0.6	312.8	<b>0.9</b>	591.4	1.6
案	ROW幅(m)	農林業による植林		低木林、残存林・二次林パッチなど			合計																																																																									
		m	ha.	m	ha.	m	ha.																																																																									
A	20	203.3	0.4	426	<b>0.9</b>	629.3	1.3																																																																									
B	20	203.3	0.4	426	<b>0.9</b>	629.3	1.3																																																																									
C	30	1294.4	3.9	797.7	<b>2.4</b>	2092.1	6.3																																																																									
案	ROW幅(m)	農林業による植林地		残存林・二次林パッチ		合計																																																																										
		m	ha.	m	ha.	m	ha.																																																																									
A	30	314.7	0.9	290.7	<b>0.9</b>	605.4	1.8																																																																									
B	30	1085.8	3.3	231.4	<b>0.7</b>	1317.2	4.0																																																																									
C	30	206.6	0.6	312.8	<b>0.9</b>	591.4	1.6																																																																									

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				比較案には、上記の内容に記載内容を修正し DFR に反映いたします。
<b>【スコーピングマトリクス】</b>				
19.	P109	2 水質、4 土壌汚染、29 事故 の項目に不発弾への言及があります。P94 の「4.5 不発弾に係る現地法制度と手続き」では、一般論にとどまっています。調査の中で、具体化していただきたく思います。（コ）	寺原委員	フィリピン国内法では不発弾に係る現地法制度が不在のため、「3.8.3」記載の通り、本事業においては「クラーク延伸事業」と同じ手順を採用する予定です。
20.	P112	23文化財 防空壕について記載してください。（コ）	寺原委員	「23. 文化財」に「工事中に第二次世界大戦に係る防空壕が発掘され可能性がある」ことを記載いたします。
<b>【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）</b>				
21.	P.15-19	3.2.5 生態系の章において、動植物双方で GL で定める「重要な自然生息地」のトリガーとなる絶滅危惧種（NT 以上）の生息が確認されているが、具体的な生息状況を提示してもらえますか。（質）	日比委員	本調査で実施した生物調査は事業 ROW を網羅するインベントリー調査ではなく、限られた調査地点（50ha の内約 30ha）での調査になります。案件対象地周辺で実施した先行調査で確認された危惧種が事業 ROW 内でも確認される可能性があることから、表 3.5 の植物の危惧種リストには、本調査で事業 ROW 内に確認した危惧種(2 種)だけでなく、先行調査で確認された危惧種も含まれています。一方、表 3.6 の動物の危惧種リストは本調査では確認されておらず、先行調査の生物調査で確認された危惧種になります。補記に間違いがありましたので、修正します。
22.	P.16	3.2.5 の（1）植物相で「案件対象地の北部は、残存林及び二次林、低木地、草地、竹林、植林地、及び農地で構成されており」と記述があるが、事業線形のうち何キロ相当において「森林」を通過する（すなわち伐採が必要となる）か教えてください。また、ここで言う「残存林」とは、どういう森林を指しているか教えてください。	日比委員	机上調査から事業 ROW 内の残存林・二次林パッチ、低林地、植林地を含む樹木範囲は約 6.3 ha となります。本事業ではできる限り伐採を回避するよう、詳細設計段階にて設計・施工計画をする予定です。  <b>【残存林】</b> 案件対象地周辺は低木森林地帯でした。森林の伐採時に取り残された若木が、農耕地となった後も耕作から免れ、矮小な孤立林を形成している樹木となります。多くが急斜面やアクセスが悪い位置にあります。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>（質）</p>		<p>本調査で実施した調査範囲では、案件対象地内には「残存林」またそのパッチは確認されませんでした。しかし事業 ROW 内の調査範囲外の区間に残存林のパッチが生育している可能性があります。「3.2.5 (1)植物相」の記載に間違いがありましたので、修正し、DFR に反映いたします。</p> <p>案件対象地の近郊にある主な孤立した残存林は、Brgy. Anupul にあり、本事業 ROW の外、北西側に位置しています。残存林の植生はこの地域のオリジナルの植生であり、在来種、固有種、危惧種の占有率が高くなっており、主に、Dao (Dracontomelon dao)、Anuping (Gymnacranthera farquhariana)、Antipolo (Artocarpus blancoi)、Anubing (Artocarpus ovatus)、Malakalumpang (Sterculia ceramica)、Palaquium sp. などから構成されています。</p>
23.	P.16	<p>3.2.5 の (1) 植物相で「危惧種に該当するナラ (Nara)、フィリピン・マホガニー (Philippine Mahogany) は国内の官・民の開発事業の植栽及び植林樹として全国で植林され、全国に広く分布した種である。一方、オオバマホガニー (large-leafed mahogany) は帰化植物に該当し、DENR では在来種を圧迫しているため、負の影響をもたらしているとし、植樹林から除外されている」との記述があるが、この記述と GL 上の「重要な自然生息地・重要な森林」との関係につき説明されたい。(質)</p>	日比委員	<p>案件対象地域は低地森林地が農地（水田）とアグロフォレストリーと木材産業の植林地、市街地に改変された地域であり、案件対象地内に生育する樹木は主に植樹された森林となります。また森林に依存する危惧種動物が案件対象地周辺で確認されていますが、その種は案件対象地外に生育する残存林と二次林に依存する種であり、案件対象地がコリドーとなっていると考えられます。このことから事業用地は JICA GL FAQ にて定義される「重要な自然生息地・重要な森林」には該当しないと理解しています。現時点で把握している案件対象地域は記録された絶滅危惧種の JICA GL FAQ (p.23-24) 「重要な自然生息地・重要な森林」との該当状況は以下のとおりとなります。本事業の該非状況は継続して確認し、DFR に記載いたします。</p> <p>(1) 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature: IUCN) のレッドリストにおける「絶滅危惧 (Threatened)」とされる「絶滅危惧 IA 類 (CR)」、「絶滅危惧 IB 類 (EN)」、「絶滅危惧 II 類 (VU)」、及び「準絶滅危惧種 (NT)」に該当する種にとって重要な生息地：</p> <p>案件対象地域は低地森林が農林業、農地（水田）、市街地に改変された地域であり、土地利用計画に基づく土地区分（表 3.19）は、事業用地全体 50ha の内、90.2%(45.1ha)は開発された地域である。案件対象地で確認された森林（約 6.3ha）のうち、3.9 ha がアグロフォレストリーと木材産業のために植林された森林であり、2.9 ha が低木地、残存林・二次林パッチに該当すると想定される。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>IUCN レッドリストとフィリピン国内法に登録された危惧種(樹木)は、案件対象地周辺の矮小な残存林・二次林パッチでほぼ単独もしくは多くても 3 本程度が群生して植生しているか、植林地で確認されている。案件対象地域の危惧樹木種は事業地外でも広く分布している種であるため、種の個体数減少への影響はないと想定される。また、危惧種(動物)も事業地外でも広く分布している種であるが、案件対象地周辺の残存林・二次林に依存する危惧種（爬虫類両性類）が確認されている。</p> <p>また、案件対象地は国際的な指定保護地区、フィリピン国政府・地方自治体の指定保護区域に該当していない。</p> <p>（２）固有種及び／または分布域が限られている種にとって重要な生息地  案件対象地のバンバン市のバランガイアヌプルで固有種（Antipolo (<i>Artocarpus blancoi</i> (Blanco) Merr) と Is-is <i>Ficus ulmifolia</i> Lam.) が確認されている。この固有種（Antipolo と Is-is）は植林地に植栽された樹木である。また案件対象地周辺で確認された固有種は全国・大首都圏に分布している樹木であり、分布域が限られている種には該当しない。また、動物固有種は 40 種が確認されたが、全国・大首都圏に分布しており、分布域が限られている種には該当しない。</p> <p>（３）移動性生物種及び／または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地  案件対象地は重要鳥類生息地 (Important Bird Area : IBA) などの動性生物種及び／または群れを成す種を支える生息地には該当しない。また、案件対象地では渡り鳥が記録されているが、案件対象地は開発が進んだ地域であり、餌となるものも限られており、渡り鳥の生息地には不適切である。近隣の渡り鳥生息地は 24 km離れたカンダバ湿地 (Candaba Swamp) であり、渡来時期に渡り鳥が餌の確保や一時的休息地するエリアとなっている。2018 年 FS EIA で実施した渡り鳥への影響評価調査では、事業によりカンダバ湿地に生息する渡り鳥への影響がないことを確認している (the Volume IV: Supplementary Report - Assessment Of The Effects Of The MCRP To Migratory Birds (EIS for MCRP,2018))。</p> <p>（４）極めて危機的な生態系及び／または独特な生態系が認められる地域  事業用地全体 50ha の内、90.2%(45.1ha)は開発された、低地森林が農地、植林</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>地、市街地に改変された地域である。また、事業地周辺には矮小な残存森林・二次林パッチが存在するが、孤立化・分断化により生態系の破壊・劣化が進んでいる。そのため、極めて危機的な生態系及び／または独特な生態系が認められる地域とは考えられない。なお、事業地に一番近い重要な生態保護地域は約 13 km 離れたアラヤット山国立公園である。</p> <p>（５）重要な進化のプロセスに関連している地域            案件対象地は開発や人的活動により生息地の破壊やかく乱が進んだ地域にあるため、重要な進化のプロセスに関連している地域とは考えられない。また案件対象地周辺の残存林も孤立化・分断化により生態系の破壊が進んでおり、重要な進化のプロセスに関連するとは考えられない。</p> <p>（６）地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域            案件対象地には森は存在しておらず、矮小な孤立林が生育している。先住民伝来領域への申請を準備している地域が事業路線と重複しているが、先住民族の「聖なる森」が存在する可能性は低い。DOTr は FPIC の手続きをおこない「聖なる森」が存在するかを先住民族と確認する必要がある。</p> <p>他国際機関（WB OP 4.04 Natural Habitats、IFC Performance Standards 6、ADB Safeguard Policy Statement、AfDB Integrated Safeguard System）の重要な自然生息地の定義：（主に人為的な介入がないエリア）に該当しないと理解しています。</p> <p>以上から、現時点では案件対象地は絶滅危惧種にとっての重要な生息地に該当しないと考えておりますが、調査を継続のうえ、結果は DFR に記載します。</p>
24.	方法書 p32、p115	騒音・振動については、ほとんどの地点で基準値を大幅に上回っています。表 7.1 では本調査にあたり「過去の類似事例」を検討することとしていますが、フェーズ 1 事業の進捗状況によっては、モニタリングデータを活用して、保全措置の有効性や苦情等の発生がないかを検討すること	錦澤 委員	<p>ご提案をありがとうございます。</p> <p>本事業の建設前に先行事業である南北通勤鉄道事業とフェーズ 1 事業が運行する場合は、先行事業のモニタリング結果を事業の設計に反映することを環境管理計画に記載いたします。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		が望まれます。（コ）		
25.	方法書 p54、p97	考古遺産影響アセスメントで「第二次世界大戦の激戦地となった記録があるバンバン丘陵地帯を迂回するよう、路線が再設計された」とありますが、図3.14を見る限りでは、ROWを含む沿線に文化遺産サイトが集中していて、総合的には文化財への影響が適切に回避・低減できないように見えます。また、図中に「Cojuangco Property」とあり、このエリアを通るようですが、どのようなエリアなのでしょう。（コ・質）	錦澤 委員	<p>本調査では、事業線形はフィリピン国内で登録され文化財を回避しておりますが、図 3.14 に示す、未登録・未認定の推定重要文化財に該当する Cojuangco Property にある防空壕が重複しております。</p> <p>案件対象地には未登録・未認定の重要文化財が点在しているため、フィリピン国内法に遵い、この分野の責任機関である国立歴史博物館に防空壕などの埋設している遺構や遺物がある可能性が高いことを相談し、考古遺産影響アセスメント（AIA）を実施し、その調査結果に基づいて遺物・遺構の考古学的な重要度を確認し、本事業の許認可が検討されることとなりました。現時点で国立歴史博物館より条件付き事業許可が取り付けられております。</p> <p>新たに見つかった Cojuangco Property にある防空壕については、DOTr は国立歴史博物館と対応について確認するため、報告書類の準備をしております。今後も偶発的に考古学的遺物・遺構が発見された場合は「4.4.4. (3)」に記載した手続きに則り、DOTr は文化財専門機関と案件対象地域を管轄する地方自治体に報告し、必要な対応を協議する必要があります。</p> <p>Cojuangco Property は、タルラック地域が砂糖産業で繁栄した時期に、Cojuangco 一族によって 1920 年代に建設され建物です。建物は地域文化財に指定されています。アメリカ植民地時代にはレクリエーションセンターやゲリラの処刑場、第二次世界大戦時には旧日本軍の住居として使用されたという記録があります。</p>
<b>【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）</b>				
26.	事前配布資料 p47	全体会議事録では、JICA ガイドライン上 FPIC の C は Consultation となる旨説明されていますが、フィリピン国制度上は Consent が必要。Consent 取得の前提で本調査が進められると考えてよいか。（質）	島 委員	<p>フィリピン国内法では、事業実施前に、DOTr は「4.3.4. (1)」の「先住民族の自由意志に基づく合意」（Free and Prior Informed Consent : 以下「FPIC」）手続を通し、先住民族から事業実施の合意を取り付け、CP（Certificate of Precondition : 前提条件充足説明書）を取得する必要があります。</p> <p>JICA は、事業実施者である DOTr がフィリピン国内法の FPIC 手続きに遵い、</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>事業実施を進めることを確認していきます。</p> <p>DOTr との協議の結果、DOT r は本調査（FS）では FPIC は実施せず、詳細設計段階（DD）で実施するという予定です。現在、DD の実施に向けて調整しております。</p> <p>なお、本調査では事業 ROW 内に居住する先住民族 4 世帯が確認されておりますが、「3.6.1. (2)」に記載したスクリーニングの結果、案件対象地が位置する先祖伝来領域に伝統的に居住する先住民族ではないこと（JICA GL 上の先住民族ではない）を確認しております。</p>
27.	事前配布資料 p48	Ch3.6.4 記載の土地所有の問題ですが、素人目に見て NCIP が（申請中含め）先祖伝来領域に指定することは BCDA の判断に優先すると思われるのですが、BCDA が先祖伝来領域でないことを主張する根拠はどこにあるのでしょうか。（質）	島委員	BCDA は先住民族が主張する先祖伝来領域には権原証書（CADT：Certificate of Ancestral Domain Title）が発行されていないこと、また一部の NCIP 委員が先住民族からの CADT 申請を認めていないことから、BCDA が先祖伝来領域を認めていない理由となっていると DOTr から聞いております。
28.	—	先住民族への影響の評価、必要な対策などはどのようなアウトプットにまとめられるのでしょうか。（質）	島委員	住民移転計画には本事業の被影響住民にアエタ族は確認されていないことを明記し、EIA 報告書の影響評価と環境管理計画、環境モニタリング計画に先祖伝来領域に居住する先住民族への影響と緩和策をまとめる予定です。また、本事業の被影響住民に JICA GL 上の先住民族は確認されていないため、先住民族開発計画は作成しません。
29.	P.84	本案件の CADT、CADTeable の 2 領域について、FPIC の手続き上、現時点ではどの段階にあるのか？（線形は、CADT は完全に回避出来ているとの理解でよいのか？）（質）	日比委員	CADT-025-A に対しては、2018 年に NCIP による現地調査を実施し、2018 年 9 月に NCIP よりクラーク～NCC 区間を含む「マロロス～クラーク鉄道事業」（フェーズ 1 事業の北伸部分）に対する CNO（Certificate of Non overlap：非重複証明書）（No. RIII-CNO-18-09-0019）が発行されており、回避します。CADTeable に対しては、回避できない可能性が高いため、回避できない場合には DOTr が FPIC プロセスを実施し CP を取得する予定です。
30.	4.3 章	フィリピンにおいては、先住民族の FPIC に関する手続きや手順は、明確に規定されていると理解するが、これらの手続きや手順そのものにつき、先住民族から異議・異論等が提起されている事実はない	日比委員	<p>フィリピンの FPIC に対する先住民族の異議・異論は確認されています。報告されている主な点は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CADT が未発行な場合や CADT 手続きが申請されていない場合、先祖伝来領域は存在しないと認識される。</li> <li>・ 事業に賛成の先住民族のみが住民協議に招待されている。</li> </ul>



NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		か（質）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FPIC での事業の情報提供が不十分および事業による影響がすべて開示されていない。そのため、合意形成が困難となっている。</li> <li>・ FPIC は先住民族の伝統的なルールや慣習を考慮していない</li> <li>・ FPIC で締結される MOA（Memorandum of Agreement：覚書）では、事業実施者は先住民族コミュニティに施設や社会サービスなどを提供することになっているが、賄賂と同じである。</li> </ul> <p>上記の情報を DFR に記載します。</p> <p>出典：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Daytec-Yangot (n.d.) FPIC: A Shield or Threat to Indigenous Peoples' Rights.</li> <li>・ Department of Environment and Natural Resources - Forest Management Bureau (2013). An assessment of the implementation of the Free and Prior Consent in the Philippines. Volume I: Main Report.</li> </ul>
31.	方法書 p 38, p 48	p48に「土地の所有権が、アエタ族とBCDAそれぞれに認められているという法的不整合が生じている」とありますが、ここで言うアエタ族に認められている土地とはどこでしょうか。アエタ族が所有する（または所有するとみなされる可能性がある）土地はROWと重複しないという理解でよいでしょうか。（質）	錦澤 委員	図 2.1. に示す「CADTeable」が事業 ROW と重複しています。このほか、「CADT 手続きが保留されている先祖伝来領域」も、事業 ROW と重複していることを NCIP より確認しております。
32.	方法書 p46	先住民族の 4 要件に照らし合わせたスクリーニングについて、ROW に居住する世帯の中で「先住民族である」と回答した 4 世帯だけを対象に検討するのは不十分ではないでしょうか。世銀 OP4. 10 を踏まえると、居住者だけでなく、先祖伝来の領地として認識している先住民族（このケースではアエタ族）も想定したより広い概念として捉えるべきで、その観点からスクリーニングすべきではないでしょうか。（質）	錦澤 委員	可能な限り ROW 内に居住している先住民族の有無だけでなく、生活区域や特別な社会的価値のある地域の該非の確認を検討します。確認の結果、土地や天然資源への集団的愛着（Collective Attachment）があると判断できる場合は、JICA GL に従った対応をいたします。 今後 DOTr と調整します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
33.	方法書 p76	表 4.7 で用地取得・住民移転に係るフィリピンと JICA ガイドラインとの比較をしていますが、世銀の OP4.10 の最初の項に「プロジェクト融資を実施するのは・・・影響を受ける先住民からの当該プロジェクトに対するコミュニティの広範な支持を得られる場合に限られる」と規定しています。この点について表に含めた上で、相違点を埋めるための方針を検討すべきではないでしょうか。（コ）	錦澤委員	ご指摘の世銀の OP4.10 の規定をギャップ分析の表に含め、相違点を埋めるための方針として「本事業では案件対象地が位置する先祖伝来領域に登録された JICA GL 上の要件に合致する先住民の居住は確認されていない。JICA は、事業実施者である DOTr がフィリピン国内法の FPIC 手続きに遵い、事業実施を進めることをモニタリングする。」と修正し、DFR に反映いたします。
34.	方法書 P122	住民移転の対象となる 176 世帯の移転先は今後選定されるという理解でよいでしょうか。フェーズ 1 事業では移転先が 18km/40km と遠方になったことが問題点として指摘されています。本事業では近郊に集合住宅等をつくるなど検討される余地はあるでしょうか。また、フェーズ 1 事業で移転した住民は移転後数年が経過しているので、問題が生じていないか等、検証したうえで本事業に反映することが望まれます。（コ）	錦澤委員	<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>住民移転の対象となる 176 世帯うち、本事業で移転地が提供されるのは不法占有者を含む非土地所有者となります。非土地所有者の移転先は、国家住宅庁（NHA）や対象自治体が移転地候補地を選定し、DOTr と調整を進めております。</p> <p>ご指摘いただいた先行事業である「フェーズ 1 事業（南北通勤鉄道事業）」では住宅開発のための土地がマニラ市内に限られていたため、同市内での移転地の確保が困難でした。本事業では、「南北通勤鉄道事業」の助言委員会でご指摘いただいた問題点を踏まえ、本事業の移転地は、同市内のできる限り現在の住居から近い移転地となるよう検討しております。</p> <p>各被影響自治体の移転先候補地は、マバラカット市は現在の住居から約 2 km 離れた同市内の移転地、バンバン市は現在の住居から約 2.8 km の同市内の移転地、カパス市は同市内の移転地を調整する予定です。</p> <p>本事業の先行事業である「南北通勤鉄道事業と南北通勤鉄道延伸事業（クラーク延伸・カランバ延伸）（フェーズ 1 事業）」の住民移転のモニタリング結果を検証し、本事業での住民移転計画に反映いたします。</p>
<b>【ステークホルダー協議・情報公開】</b>				
35.	P63	BBB 計画のため、公開スコーピングや公聴会が不要とされていますが、本件にど	寺原委員	フィリピン国環境省では公開スコーピングや公聴会が不要とされましたが、本調査では環境アセスメント調査にて、ステークホルダー協議を実施しましたの

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		のように影響しますか？ 【誤記 BBB 計画の一貫（→ 一環）】（質）		で、影響は想定されません。  誤記をご指摘ありがとうございます。修正いたします。
36.	事前配布資料 p6	表 1.3 の「PPHPD」の意味を教えてください。（質）	島委員	Passenger Per Hour Per Direction（方向ごとの 1 時間あたりの乗客）の略です。
37.	事前配布資料 p49	BCDA の汚職疑惑は JICA 環境ガイドライン及びその他 JICA ルール上で何らかの検討対象となるものでしょうか。（質）	島委員	記載の BCDA の「汚職疑惑」については、直接的に JICA 事業と関わるものではない点、加えて比国内でも汚職疑惑に係る検討結果は出ていない点を踏まえ、何らかの対応が直ちに生じるものではございません。比国内での検証が進むことが必要であり、今後、比国内検証結果については可能な範囲でフォローする考えです。
<b>【その他】</b>				
38.	P.109～ P.115～	6. スコーピング案において、絶滅危惧種の生息が事業対象地およびその近傍で確認されていると想定されることから、より詳細で慎重な絶滅危惧種への影響回避・緩和の調査が必要。現時点の影響理由では、絶滅危惧種への言及が無い。 同じく、7. 調査項目の生態系の項目においては、GL の重要な生態系・森林の規定に沿った調査項目とすべき（コ）	日比委員	6.スコーピング案の生態系の項目に絶滅危惧種への調査は含まれております。 また 7. 調査項目は「重要な自然生息地の該否の確認、該当する場合の影響回避・緩和策の検討」を反映した調査項目に修正いたします。これら修正事項は DFR に反映いたします。  【本調査で実施した生物調査】 本調査では、表 3.4. と表 7.2. に記載する貴重種を含めた動植物の調査を実施しました。植生はコドラード法による調査、動物調査では鳥類はトランセクトと定点観測、爬虫両生類はストリップトランセクト観測、哺乳類は聞き取りとトランセクト調査で実施しました。調査データから、植生では IUCN とフィリピン国内法に登録されている危惧種を確認しました。また種の豊富さ、優位性、均一性を分析しました。  【本事業の影響回避・緩和策】 それを踏まえ、本事業では「3.2.5 (4)」に記載したミティゲーション・ヒエラルキー（回避、最小化、代償）に沿った回避策・緩和策を実施することを検討しております。  【JICA GL FAQp.24 で求める 3 条件の確認】

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」</p> <p>（１）「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能に重大な負の影響をもたらさないこと</p> <p>質問 23 の回答への記載事項を参照ください。</p> <p>（２）合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと。国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおいて「絶滅危惧種(Threatened)とされるもののうち「絶滅危惧 IA 類(CR)」及び「絶滅危惧 IB 類(EN)」に該当する種、もしくは相手国の制度上の分類で、左記分類に該当する種」影響が生じないこと</p> <p>質問 23 の回答への記載事項を参照ください</p> <p>（３）上記①及び②について、効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること</p> <p>本事業の緩和策には、「3.2.5(4) 本事業で検討中の対応方針」に記載した回避策・緩和策を実施することを検討しています。またモニタリング計画には、植栽地、植林地及び事業より影響が想定される地域にて、危惧種を含む植物と動物の生息状況（種、個体数、植生・動物の構成、種の分布、種の保護状況・固有性）をモニタリングすることを検討しています。</p>
39.	P.109～ P.115～	戦跡については文化財保護区であると理解するが、それについて、6. スコーピング案では、自然環境項目（9）ではなく、社会環境項目の文化遺産（23）において GL 上の保護区規定への対応が必要なことを明記すべき。現状の 23 の評価理由の記述では十分な GL 対応が想定されていないように読み取られかねない。	日比委員	<p>戦跡はフィリピン国内では保護区としては指定されておりませんが、国家歴史委員会から認定された地域文化財が点在しているため JICA GL 上の保護区に該当すると整理しております。本事業の対応方針は表 3.36 に記載しております。</p> <p>6. スコーピング案の社会環境項目、文化遺産（23）に以下を追記いたします。</p> <p>工事前：案件対象地は戦跡が点在しており、フィリピン国内法規定に遵い、文</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		同様に、7. 調査項目の文化遺産の項目において、GL上の保護区への対応を前提とした調査項目とすべき（コ）		<p>化財専門管理機関から事業の文化財保全対策の承認を取り付けないまま、また地域住民や関係者に事業計画や想定される影響についての情報共有がされないまま、事業が実施される可能性がある。その場合、フィリピンの重要文化財への影響、および第二次世界大戦の戦跡や戦死者を慰霊する人々の心情に影響が生じる可能性がある。</p> <p>工事中・供用時：案件対象地はフィリピン国内で登録された第二次世界大戦の戦跡の近傍を通過する。（9. 保護区からは削除します）</p> <p>また7. 調査項目は「文化遺産指定保護区・登録重要文化財、推定重要文化財の有無の確認、回避策の検討」を追記いたします。</p> <p>6. スコーピング案と7. 調査項目の修正事項はDFRに反映いたします。</p>